

横浜市東永谷地区センター 指定管理者事業計画書			
申込年月日 令和 3 年 7 月 5 日			
ふりがな 団体名	いっぽんしゃだんほうじん くみんりょうしせつきょうかい 一般社団法人こうなん区民利用施設協会		
代表者名	かいちょう たかもり まさお 会長 高森 政雄	設立年月日	平成 24 年 4 月 3 日
団体所在地	横浜市港南区港南 6 丁目 2 番 3 号 桜道コミュニティハウス内		
電話番号	045(847)5211	FAX 番号	045(847)5262
沿革 設立の経緯	<p>(1) 平成 7 年 4 月 1 日 港南区内の地区センター、コミュニティハウス等公の施設の管理運営業務を一括して行うことを目的に、前身である『港南区区民利用施設協会』を任意団体として設立し、次の 8 施設の管理運営を受託しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地区センター(港南・永谷・港南台)</li> <li>◎コミュニティハウス(野庭すずかけ・上永谷・日限山)</li> <li>◎下野庭スポーツ会館 ◎港南台北公園こどもログハウス</li> </ul> <p>(2) その後、東永谷地区センター(H9)、港南台コミュニティハウス(H10)、桜道コミュニティハウス(H12)、野庭地区センター(H14)の受託管理をそれぞれ開始しました。</p> <p>(3) 平成 24 年 4 月 3 日 これまでの『港南区区民利用施設協会』の活動実績と経験を継承・発展させるとともにより質の高いサービスを効率的に提供するため『一般社団法人こうなん区民利用施設協会』を設立しました。</p> <p>(4) 地区センター 3 館、コミュニティハウス 2 館及びスポーツ会館の指定管理、学校併設型コミュニティハウス 4 館の受託管理を行い、誰もがいきいきと暮らしていくことができる地域の実現に貢献するために活動しています。</p> <p>(5) 令和 2 年 1 月 横浜市から健康経営認証(クラス AAA)を受けました。(令和 2 年度～令和 3 年度)</p> <p>(6) 令和 3 年 4 月 港南区民活動支援センターの管理運営を市民協働事業として港南区役所から受託しました。区内の区民利用施設とともに、市民活動・地域活動や生涯学習活動などが区内でますます発展するよう支援しています。</p>		
業務内容	<p>区民利用施設の管理運営及び地域における区民の自主的活動の支援等を通じて、活力とふれあいのある快適な街づくり、地域社会の発展に貢献するため、次の事業を行っています。</p> <p><b>自主的活動、住民同士の交流の場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎区民利用施設の管理運営</li> <li>◎情報提供…市民活動、地域活動、生涯学習、区民利用施設の情報など</li> </ul> <p><b>自主的活動の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域ニーズを捉えた自主事業、またライフサイクルの変化に着目した施設側からの提案型の自主事業企画実施</li> <li>◎自主活動グループの立ち上げ支援、運営支援、優先利用</li> </ul> <p><b>地域コミュニティの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域団体との情報交換</li> <li>◎気軽に立ち寄れる場、利用できる場の提供</li> <li>◎地域でのイベントの共催又は支援</li> </ul>		
担当者 連絡先	氏名	所属	
	電話	FAX	
	E-mail		

## (1) 応募団体のこと

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における東永谷地区センター指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

**ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について**

- ◆ 「つどい、ふれあい、にぎわう」「地域とともに育ち、育て合う」を団体のモットーに、区民利用施設の運営を通じて、地域に暮らす方々の「生きがいのある暮らしづくり」「活力ある地域社会の実現」に貢献することが当団体の使命です。
- ◆ 当団体は、区民が区民のために施設を運営する仕組みを実現するために、区民自らが立ち上げた団体です。地域団体の代表が理事に就任するなど地域との一体感を大切にしています。
- ◆ これまでの伝統と10施設の運営実績を踏まえ、蓄積された業務スキル・ノウハウを共有化し、業務レベルの向上を図っています。また、団体全体での人材育成、人事異動による適材適所の人員配置などを通じてより良いサービスの提供、質の向上に努めています。
- ◆ 職員の健康が各施設の健全な施設運営に繋がり、元気な地域づくりに貢献できるものと考え健康経営に取り組んでいます。  
これまでの取組が評価され令和2年1月に横浜市から『健康経営認証(クラスAAA)』を頂きました。
- ◆ 当団体は利益を追求する団体ではありませんが、経営の安定化を図るため日々経営改善に努めています。経常経費の節減に努めるとともに、利用者サービスの面では積極的な資源配分を心がけています。

**《経営方針》**

- ① 私たちは、高い目標を目指して、常にサービス向上のための継続的な改善活動を行います。
- ② 私たちは、社会的責任と公共的使命を意識して、コンプライアンスに根差した経営を行います。
- ③ 私たちは、常に区民の皆様のニーズを的確に捉え、その期待に応えます。
- ④ 私たちは、一人ひとり繋がり、地域で支え合う関係を育むための担い手になることを目指します。
- ⑤ 私たちは、経営理念を実践するため、人材育成に重点を置き、信頼される職員の育成を行います。

**イ 応募団体の業務における東永谷地区センターの指定管理業務の位置づけ**

東永谷地区センターは、地域ケアプラザとの複合施設の地区センターとして平成9年の開館以来地域の皆さんに愛されて24年経過しました。この間、地域や時代のニーズに合わせてサービスの向上、施設設備の改善を図りながら今日に至っており、地域に愛され、親しまれる施設として日々誠心誠意努力を重ねています。施設利用者アンケートの結果や第三者評価での高い評価は、地域の皆さまの声は職員・スタッフの大きな励みとなっています。

また、団体でこれまでに運営を担ってきた各施設での経験と実績を基に、団体全体で情報共有化することでより良いサービスの提供、活発な事業展開と繋がっています。これは団体が持つスケールメリットであり、東永谷地区センターを運営する上で大きな推進力となっています。

これまでに把握した地域課題やニーズに応えることで、より一層地域社会の発展に貢献することが団体の使命であり、引き続き東永谷地区センターの運営に力を注ぎます。

**ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績**

当団体が毎年実施している『施設利用アンケート』及び自主事業参加者アンケートなどにより、利用者の皆様から運営・設備・対応について大変満足であるとのお声を頂いています。

様令和2年度利用者アンケート結果抜粋 (10施設平均)		現在管理運営している 施設種別	施設数
項目	「非常に良い」「良い」の割合	地区センター	3施設
施設内の雰囲気	88%	コミュニティハウス	2施設
施設内設備や備品	76%	学校併設型コミュニティハウス	4施設
職員・スタッフの対応	89%	スポーツ会館	1施設
		区民活動支援センター	1施設

- (2) 東永谷地区センター管理運営業務の基本方針について
- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
  - イ 地域特性、地域ニーズ
  - ウ 公の施設としての管理

### ア 設置目的、区政運営上の位置付け

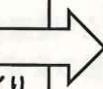
港南区運営方針の基本目標は「地域の皆さんと協働でつくる『安全で誰もが安心して元気に暮らせるまち』」と掲げられ、また、第4期港南ひまわりプランの目標は「一人ひとりがつながり、見守り・支えあえるまちをみんなで育てる」です。地区センターは「つながりづくり・支え合い」の場として期待されています。

東永谷地区センターは、これらの施策を展開する地域拠点として、さまざまな年代の地域の皆さまの「自主的な活動と交流の場」となり、地域コミュニティの活性化、地域住民同士の交流促進に寄与することで、「安全で安心して元気に暮らせるまち」づくりに向け次の方針により管理運営を行ってまいります。

### 一東永谷地区センターの運営方針一

#### 一港南区の基本目標施策一

1. 安全・安心のまちづくり
2. 見守り・支えあいのまちづくり
3. 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくり
4. 住み続けたいまちづくり



- ◆安全で清潔な施設を、気持ちよく利用していただくことを心がけます。
- ◆やさしく、丁寧に、明るく応接します。
- ◆皆様のニーズをお聞きし、事業内容を魅力的にするとともに皆さまへいろいろな方式により適切に情報提供することを心がけます。
- ◆皆様からのご相談・ご要望を積極的にお受けし、皆さまのご意見が反映される公平・公正でオープンな運営を心がけます。
- ◆運営にあたり、効率的で効率的な経費執行を心がけます。

### イ 地域特性、地域ニーズ

地域の自治会・町内会、地区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等福祉施設、港南区民活動支援センター、区民文化センター、港南スポーツセンター等民間企業等と連携して、地域特性・地域ニーズを踏まえた施設運営を行います。

#### 地域特性

集合住宅等の新築により若い世代も増えた丘陵地に位置する住宅地域で、高齢者人口比率は区全体(28.8%)よりは低い24.9%です。世帯数は増加する一方、人口は減少しています。今後とも小・中学校の生徒数は横ばいといった特徴があります。アクセスは主に徒歩・バスとなっています。

#### (参考)

ここでは地域を「大久保2・3丁目、港南1・2丁目、東永谷1・2・3丁目、上永谷1丁目」とした。

#### 地域のニーズ

これらの地域の特性を踏まえ、子育て世代、学生、高齢者など幅広い年齢層に対し①東永谷地区センター委員会、②利用者会議、③自主事業参加者、④利用者アンケート、⑤窓口での利用者ヒアリング等から地域ニーズを把握し、自主事業や施設運営へ迅速・弾力的に反映させていきます。

また、次の点を念頭に置き施設運営にあたります。

- ◎健康・趣味・生きがいづくり ◎子育て支援
- ◎青少年の健全育成、◎地域のつながりづくり、
- ◎異世代交流 ◎大規模災害時の補完施設としての日頃からの備え ◎図書機能の充実

### ウ 公の施設としての管理

公務の代行者として法令を遵守し、高い倫理観をもって業務の運営に当たります。また、公平かつ公正な施設利用の確保、平等かつ公平な接遇の提供、人権の配慮、横浜市地区センター条例をはじめとする各種関係法令の遵守等を踏まえた施設管理を行います。

#### 施設の利用許可

- ◇施設利用要綱を定め、公平な施設利用とします。
- ◇公益を害する等利用制限が必要な場合はしっかりと対処します。

#### 施設の貸出

- ◇令和2年度に導入したWEB予約システムにより、来館しなくても利用状況の確認や予約ができるようになりました。  
今後も利用者の声などを参考に利便性を向上させます。

#### 利用者サービスの提供

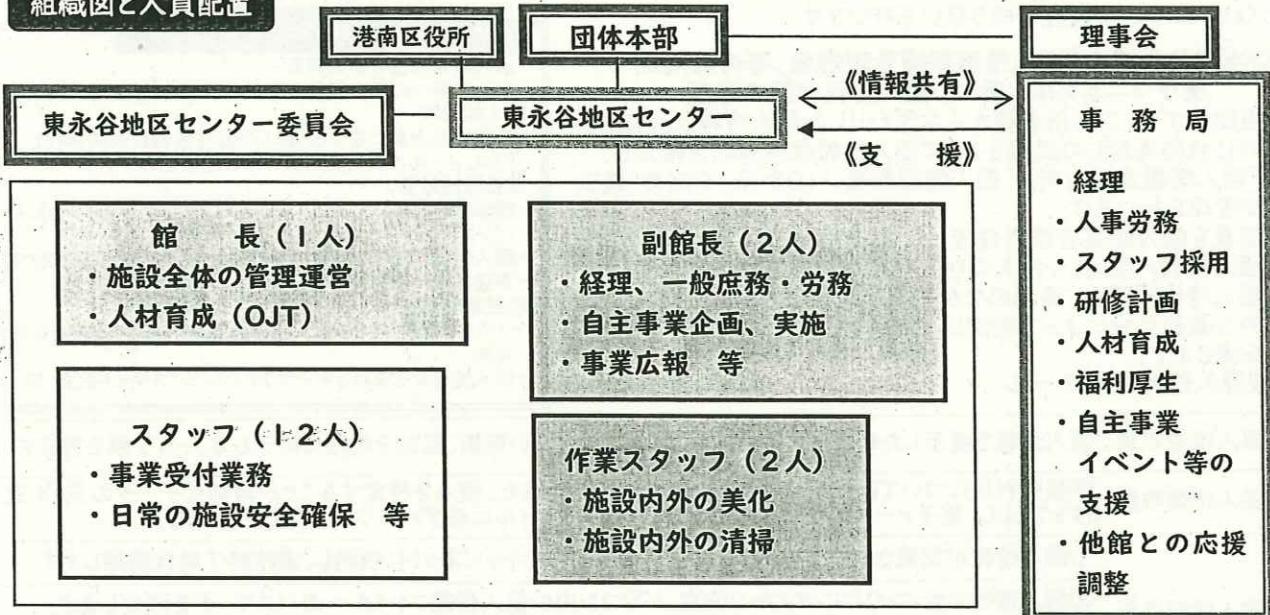
- ◇接遇研修、現場でのアドバイスや振り返りなど様々な機会を捉えて適宜スタッフ研修を行い、気持ちよく気軽にご利用いただける施設とします。
- ◇屋外広場や施設周辺の美化に努めるとともに、四季折々に花いっぱいの施設とします。
- ◇災害対応マニュアルに基づき定期的に防災訓練を行い、安心・安全な施設とします。
- ◇積極的な広報活動を展開し、新規利用者増を目指します。

## (3) 組織体制

## ア 管理運営に必要な組織、人員体制

地域の皆さんに愛され、そして利用者が快適に、かつ安全、安心してご利用いただける施設運営を目指しています。そのため、ご利用者一人ひとりに対して『配慮が行き届く人員体制』を配置するとともに、団体本部の『強力な支援体制』を敷き、施設の管理運営を行います。

## 組織図と人員配置



## 特筆すべき人員配置と勤務体制

職種・勤務形態		勤務時間	業務分掌
館長	早番	8:45~16:45	事務総括・運営委員会等に関する事務・内外連絡調整・涉外業務
副館長	遅番	13:15~21:15	経理、一般庶務・労務・自主事業企画、実施・事業広報、図書管理
スタッフ午前	隔週勤	8:45~13:00	受付・案内・集計等簡易事務・図書業務・自主事業実施補助
スタッフ午後		12:45~17:00	警備・清掃・館内外整理整頓・館内装飾
スタッフ夜間		16:45~21:00	
スタッフ作業	務	7:30~10:30	清掃・館内外整理整頓

◆館長及び副館長は、1か月単位の変形労働制を採用しており、イベントや自主事業に応じた勤務体制が可能です。

◆スタッフは午前・午後・夜間時間帯の1日3交替、各2名の配置とし各時間帯に引き継ぎ時間を設け情報共有を徹底します。またイベント開催時は増員配置し、利用者サービスに努めます。

## 職員の採用(採用の条件・必要な能力等)

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

## (3) 組織体制

## イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

## イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

## I 基本的な考え方

私たちは、指定管理業務を遂行するにあたっては、「個人情報保護法」「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び条例施行規則等の個人情報に関する法令等を遵守するとともに、コンプライアンスを強く意識した管理運営を行います。なお、個人情報の利用は、取得目的の範囲内で、権限が与えられている者のみが、業務遂行上必要な範囲での取り扱いを行うなど、細心かつ厳格な取り扱いを行います。

◎当団体作成の「個人情報保護管理規程」等の諸規則  
及びマニュアルに基づく個人情報保護の徹底

- 当団体では、ご利用者様からお預かりした個人情報は、当団体の社会的責務との認識をもって個人情報保護体制を確立し、「個人情報保護方針」「個人情報取扱い10か条」を定め、適正な管理を行います。
- 館長を個人情報管理責任者とし、個人情報取扱いの管理・監督個人情報の漏えい、紛失の防止等に取組んでいきます。
- 個人情報保護が、業務のなかで実践されているかどうかを定期的な業務監査によって確認し、必要に応じて是正処置、予防処置を講じます。

## ◎個人情報保護ルール

## 具体的な取り組み

- 組織的対策
  - 個人情報保護方針の掲示
  - 申込書等への個人情報収集目的、目的外使用禁止等の明示
- 人的対策
  - 外部委託企業に対する「個人情報守秘義務契約」締結
  - FAX、メールの誤送信防止のため送信先のダブルチェック実施
- 物理的対策
  - 離席時のスクリーンセーバー及び盗難防止チェーンの取付け
  - パソコン等からの出力資料のシュレッダー処理
  - 個人情報に関わる書類の施錠保管及び定期的な状況の確認
  - 事務室内に外部の者をむやみに入室させないこと等
- 技術的対策
  - ウイルス対策ソフトの導入等情報漏えいに対する技術的対策の実施
  - 個人情報が含まれるデータファイルにパスワード設定等

個人情報収集	個人情報を提示した利用者に対し、個人情報の取り扱い範囲、目的を明確に明示し本人の了解を得ます。
個人情報取扱	情報の利用については収集時に承諾を得ておきます。また、個人を特定することが可能なデータのFAX送付を禁止し、電子メール等を使用する場合は、添付ファイルに必ずパスワード設定をします。
個人情報保管	①個人情報が記載された書類は、使用中以外はすべてキャビネットに収納し、業務終了時は施錠します。 ②個人情報を含むパソコンのロック設定、パソコン内の個人情報ファイルへのパスワードを設定します。 また、USBやCDR等へのコピーや持出しを禁止し、使用中以外は鍵のかかるキャビネットに保管します。 ③所定の位置に保管するとともに、使用者を限定し、不用意に担当者以外が閲覧しないように管理します。
個人情報廃棄	①個人情報掲載の書類破棄時は取扱い担当者が必ずシュレッダー処理を行います。 ②個人情報のパソコンデータは担当者が完全に削除します。また使用不能となったパソコンは、ハードディスクを破壊し、完全にデータ消去を行います。

## ◎情報公開への対応

東永谷地区センターが保有する情報の開示請求に対しては、「横浜市指定管理者の情報公開に関する規程」及び団体独自の『情報公開規程』に則り、開示請求があった場合は速やかに公開を行うなど適切に対応します。

## ◎コンプライアンスの取り組み

当団体は、地域社会を構成する一員として法令を遵守した高い倫理觀を持って活動を行っていく必要があると考えます。そのため、独自の「職員行動基準」を定めるとともに、理事会直結の「コンプライアンス委員会」を設置し、全職員に対して法令遵守を徹底しています。また、職員には「エシックスカード」(行動の判断基準が書かれたカード)の常時携帯を義務付け、職員・スタッフ一人ひとりがコンプライアンスを意識し、実践できる体制を取っています。

## 2 職員研修計画

PDCAサイクルによる継続的な施設改善、業務改善を行うこと、また利用者から信頼される職員を育成するため、定期的に研修を行います。

種類	内容等	回数
館長研修	経営管理、コンプライアンス、人権、健康経営、安全管理等	[REDACTED]
新採用職員研修	団体の概要及び運営方針、職員の心構え、人権、個人情報保護等	[REDACTED]
職員研修(館)	実務、防災防犯、人権、個人情報保護、救命救急、ユニバーサルサービス、PDCA等	[REDACTED]
全体研修 (全職員対象)	資質向上のため毎年テーマを変えた講座 H30『セルフケア呼吸体操講座』、R元『ラポート研修』	[REDACTED]
健康講座 (希望者)	職員の健康促進に向けた講座 R元『生活習慣病予防のための食生活・運動について』	[REDACTED]
外部研修	公共建築物の保全に関する研修、業務IT化研修、港南区施設交流会 横浜市指定管理者による事例発表会、健康経営推進、ごみゼロ推進委員研修 ハラスマント防止研修、イベント企画講座、協働入門研修	[REDACTED]
生涯学習 コーディネーター研修	中間支援組織としての機能強化のため、各館にコーディネーターを配置 (館長または副館長が兼務)(文部省認定通信教育)	[REDACTED]

## (3) 組織体制

## ウ 緊急時の体制と対応計画

## ウ 緊急時の体制と対応計画

私たちは、災害・事故等の発生時には『利用者の安全確保が何事にも優先する』という徹底した意識をもって、『安心・安全を最優先』にした組織体制と対応計画を策定し、緊急時の対応にあたります。

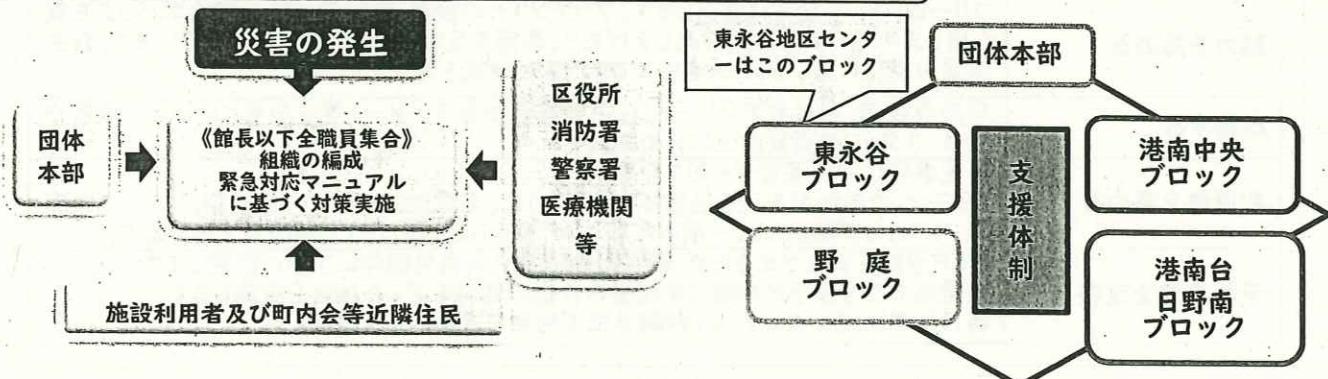
また、定期的な訓練等を関係機関、家庭防災員、自治会・町内会等地域と連携して行うことで、危機管理対応能力の向上に努めます。

なお、東永谷地区センターは、港南区と締結している『災害時等における施設利用の協力に関する協定』に基づき、災害発生時には防災計画に基づく補完施設としての役割を担います。

## I 危機管理対応の考え方と日常の取組み

犯罪防止	<p>《割れ窓理論に即した事故・犯罪の未然防止と地域と一体となった防犯力の向上》</p> <p>警察署、区役所との連携強化を図り、防犯指導を仰ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ チェックリストに基づき、職員による定期的な館内外の確認巡回、ごみ置き場等の整理整頓</li> <li>■ 緊急通報システム設置（開館時）、警備会社へ機械警備委託（閉館時）</li> <li>■ 防犯カメラの設置（1階）</li> <li>■ 警察官巡回、子ども110番の家登録、防犯グッズ（催涙スプレー、サスマタ等）配備</li> </ul>
防災 ・事故防止	<p>《防災計画、緊急時対応マニュアルに基づく対応》</p> <p>横浜市防災計画、港南区防災計画にある事業者の責務、役割を踏まえた行動をとるとともに発災時には、区災害対策本部の指示に従い迅速に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童、高齢者をはじめ利用者の安全確保を最優先にした避難訓練の実施</li> <li>■ 一時的避難場所となることを想定した訓練実施</li> </ul> <p>※訓練時には、所轄消防署の隣席のもと訓練状況のチェックをしてもらいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自治会・町内会が行う地域防災訓練への職員参加、施設の役割確認</li> <li>■ 緊急時対応マニュアルの整備とマニュアルに基づく対応訓練実施</li> </ul> <p>〈マニュアルの内容〉関係部署への連絡網、緊急時の体制、館長・副館長・スタッフ等 関係者の役割分担、地域防災拠点、いっぽき避難場所、広域避難場所、避難経路等</p> <p>《自衛消防隊の編成及び消防訓練の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自衛消防組織の設置</li> </ul> <p>(館長:隊長、副館長:副隊長、スタッフ:通報連絡班・避難誘導班・消火班・救護班)と実施的訓練</p> <p>《事故やヒヤリ・ハット事例の共有による事故防止力の向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事故やヒヤリ・ハット事例発生時は、記録簿に残し『ミーティングで事例を報告』</li> <li>■ 団体に設置する『安全管理委員会』に以下の①~④を報告</li> </ul> <p>①内容の把握 ②原因究明と検討 ③対策の立案 ④必要に応じた安全管理マニュアルの改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■『ヒヤリ・ハット事例集』として取りまとめ、団体全体の施設での再発防止に役立てます。</li> </ul> <p>《防災・事故防止等の発生に備える事前準備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急連絡先（消防署、警察署、区役所（地域振興課、福祉保健センター）、警備会社、施設管理委託業者及び必要伝達事項の掲示</li> <li>■ AED（自動体外式除細動器）の設置、取扱い訓練講習</li> <li>■ 医薬品の整備 ■ 緊急地震速報器の設置 ■ 掲出物の画鋲止めの禁止</li> </ul>

## 2 緊急時の体制図及び地域ブロックの構築による施設間相互の支援体制



## (4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容  
イ 利用促進策

## ア 設置理念を実現する運営内容

子ども、子育て世代、社会人、高齢者まで様々な世代の住民が、気軽に立ち寄り自主的に活動することができる地域の施設を提供することで、地域コミュニティの醸成や地域連携を促進するため次の視点で運営します。

地域住民の交流の場の提供	自主事業、ふれあい祭を通じ地域住民の交流の場、地区センターの中庭を活用した喫茶コーナーの設置や地域飲食店と連携した憩いの場づくりを行います。
異世代間交流の促進	地域の様々な世代の方々が出会える場の提供を行います。
地域の担い手の育成	自主事業で街のアドバイザー・街の先生等を活用するなど地域の人材発掘や担い手の育成に努めます。
行政への協力	市の情報提供や事業の一部を担い、行政施策の展開に協力します。
地域の憩いの場の創造	施設周辺の花壇の整備を地域の活動団体と連携して美しくくつろぐことのできる憩いの場を創造します。
地域ケアプラザとの連携の推進	3密を避けるためアウトリーチの機会を確保したい地域ケアプラザと連携することで、地域課題の解決を協働で推進します。
区民活動支援センターのプランチ機能の発揮	支援センターと連携し地域活動がより活発化するよう、情報提供、相談、センターへの引き継ぎなどを実施します。

## イ 利用促進策

利用者ニーズを把握し質の高いサービスを提供するため、自治会・町内会などと顔の見える関係を構築し、多種多様な事業を提供します。また、SNSなどを活用した施設のPR、アウトリーチ活動による新規利用者の開拓、地域の多様な主体を巻き込んだイベントの開催などにより施設の利用促進を図ります。

## これまでの利用実績の推移と今後の利用者目標数

平成29・30年度は年間92,000人前後のご利用者数でしたがコロナ感染症の影響で、令和元年度以後、利用者数が減少しました。

今後はケアプラザと連携した事業の実施、読書を通じたコミュニティ等の創出、新規ターゲットを意識した広報の強化など、身近な交流拠点として立ち寄っていただけるような取組を強化します。

5年後目標利用者数:年間100,000人

## 【今後の利用者目標数とその考え方】

利用者数の増加目標は「平成30年度実績の約10%増」を設定しました。

また、稼働率は55.2%を5年後の目標とします。

## 【H29~R2年度の利用者数推移】

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
利用者数	94,892人	91,173人	84,376人	42,376人

## ■地域協働活動の支援

地域における様々な課題の解決や新しい取り組みの創発を支援するため、次の取り組みを行います。

情報発信力を高める	施設だよりに施設の様々な取り組みを掲載し魅力を発信します。インスタグラムやツイッターを活用した情報発信、ホームページの充実、イベント情報等の広報への提供等を行います。
魅力を高める	フリーWi-Fiを全室に拡充します。ブックツリーの設置、児童書の購入や絵本バッグを貸し出します。無料でおりを差しあげたり、季節を反映した飾り付けなどを行います。自主事業の実施に際しICTを活用して専門家と地域を繋ぎます。
改善する	利用者会議、利用者アンケート、自主事業参加者アンケート等を参考にサービス改善や職員・スタッフの資質向上に努めます。
利便性を高める	自主事業に一部保育サービスを付けます。SDGsへの参加が身近な施設ができるように、充電池、キャップの回収箱、リユース文庫等ワンストップ拠点とし、一層の広報により多くの地域の方々の利便性を高めます。
予約方法を改善	WEB予約を普及させるため、新規団体登録や未利用団体に丁寧に説明します。抽選後の空き室予約の際に来館者の負担の軽減を図った抽選を実施します。当日に限り、空いていれば1時間単位で利用できるようにします。

## (4) 施設の運営計画

## ウ 利用料金の設定について

「横浜市地区センター条例」に定められた利用料金設定を基準として運営していきます。各部屋の料金設定は次のとおり固定利用料金となっています。条例で定める金額の範囲内で地域の方々の活動拠点として気軽にご利用いただけるような金額設定となっていると考えています。

**■利用料金**

利用料金は、次のとおりですが、当日空きがある場合は利用者ニーズに対応して1時間単位で貸し出します。稼働状況は、3時間枠での利用に引き続き1時間のご利用延長や地域の方の楽器の練習等でご利用いただけます。

部 屋	利 用 料 金 (平日・日曜、祝日 午前・午後①)	利 用 料 金 (日曜、祝日 午後②)	利 用 料 金 (1時間での利用)
小会議室	420 円 / 3 時間	280 円 / 2 時間	140 円
中会議室	750 円 / 3 時間	500 円 / 2 時間	250 円
工芸室	720 円 / 3 時間	480 円 / 2 時間	240 円
音楽室	1020 円 / 3 時間	680 円 / 2 時間	340 円
料理室	660 円 / 2 時間		330 円
和 室(全)	750 円 / 3 時間	500 円 / 2 時間	250 円
和 室(1/2)	370 円 / 3 時間	250 円 / 2 時間	120 円
体育室(全)	1920 円 / 3 時間	1280 円 / 2 時間	640 円
体育室(2/3)	1280 円 / 3 時間	840 円 / 2 時間	420 円
体育室(1/3)	640 円 / 3 時間	420 円 / 2 時間	210 円

**■自主事業の発展グループ(新規サークル団体)への優遇**

『自主事業参加者からサークル化された団体』に対しては、一定期間(6ヶ月)施設の優先予約を認め、区民活動支援センターのブランチ機能を活かしながら、新規サークルが活動を続けられるような支援を行います。

## (4) 施設の運営計画

- 工 利用者ニーズの把握と運営への反映  
 オ 利用者サービス向上の取組  
 カ ニーズ対応費の使途について

**工 利用者ニーズの把握と運営への反映**

私たちは、お客様からのご意見・ご要望・苦情を「施設運営改善への重要な提言」と捉え、迅速かつ誠実に対応します。また、自治会・町内会等のご意見、利用者アンケート、ご意見箱、ご利用者との日常会話など、様々な方法によってニーズを把握し、施設運営の改善につなげます。

**(1) 積極的な利用者ニーズの収集・把握の方法**

項目	情報の収集方法
利用者ニーズの調査	ご意見箱／利用者アンケート
各種会議	利用者会議 ／センター委員会(地域振興課にオブザーバー出席を依頼し区の方針等を伺う)
館長相談	随時受付
自主事業	参加者からのご意見／参加者アンケート

**(2) 運営への反映方法**

『PDCA マネジメント・システム』により、お客様から寄せられたご意見等を施設運営管理の中で活用していきます。

- ◇要望に対する対応結果は、ホームページ、館内掲示等により公表します。
- ◇緊急性のあるものは迅速に対応し、必要に応じて団体内で精査し区役所に相談・報告します。
- ◇ルール変更が生じる場合は、十分な期間を設け周知します。  
(説明会開催・館内掲示・ホームページ・来館者への直接説明など)

**オ 利用者サービス向上の取組**

誰もが、気軽に心地よくご利用していただける施設運営を目指し、次のことに取り組みます。

1	
2 快適な施設環境の提供	写真絵画のギャラリー展示や頂戴したお手紙を掲示するなど、利用者の寛ぎの場となる空間を提供します施設の周辺を花一杯にし、安らぐ空間を提供します エレベーターの更新を実施します。また、計画的な修繕を関係機関に働きかけ、中庭ウッドデッキを改修し、喫茶等ができる寛ぎのスペースを設けます。
3 地域振興	利用者が帰途地域の飲食店に立ち寄っていただける情報提供を行います。
4 魅力ある自主事業の提供	併設するケアプラザと連携し、健康福祉等の地域課題解決型講座を開催します。街のアドバイザー・街の先生と連携し多彩で魅力ある事業を実施します。
5 利便性のある付加サービスの提供	職員は生涯学習コーディネーターの資格を取得します。 図書コーナーに地域課題解決に向けたコーナーを設置し、「認知症を知る」等テーマに来館者への啓発を行います。 Wi-Fiを全部屋に拡充、携帯電話のチャージスポットの整備、利用料金・自販機のキャッシュレス化、有料印刷機・コピー機の設置及び歩数計用電池等の販売を実施します。飲料水販売機の欠品には即座に対応しています。充電池等の回収やリユース文庫を実施します。
6 インターネット予約利用者の拡大	スマートフォン等を利用したエントリーになじめない利用者には丁寧に説明します。また、空き室予約はお待たせしない抽選方法とします。 個人利用申し込みをWEB予約ができるようにします。
7 安心安全の利用環境の提供	新型コロナ対策として手指消毒、検温の実施や換気を推進するため、サーチューラー、CO <sub>2</sub> 濃度測定器、3密回避の巡回を行います。 また『神奈川県LINEコロナお知らせシステム』のPRを行います。
8 省エネ環境の提供	自然換気、こまめな消灯を実施します。

**カ ニーズ対応費の使途について****利用料金収入予算の1/3**

大学生等の利用者増に対応した学習・研究などに資する図書、図鑑、女性の利用者減に対して女性層を狙った図書・雑誌の購入を行います。また、携帯電話から受信した映像を映写できるプロジェクター、講師の手元が見えるアクションカメラなど、ICT技術の普及のおかげで低廉化した電子機器を購入・貸し出します。

## (4) 施設の運営計画

## キ 横浜市重要施策に対する取組

## キ 横浜市重要施策に対する取組

横浜市の中期計画等を理解するとともに、SDGs未来都市・横浜の目標達成に貢献するよう地区センター・コミュニティハウス・スポーツ会館の設置目的や使命を踏まえ積極的に取り組みます。

## ◆情報開示(積極的公開)・情報公開(公開請求)

- ◎ホームページにて公開 ◎どなたでも気軽に閲覧できるよう受付カウンターに設置・掲示(事業計画書・報告書、利用者会議実施報告書、利用者アンケート結果、お客様からの声、第三者評価受審結果等)  
横浜市情報公開規程、団体の情報公開規程に基づき開示請求に対して迅速、適切に対応します。

## ◆人権尊重

施設利用における差別のない平等な対応、だれもが利用しやすい施設運営を行います。

◎どのような行為・出来事が人権侵害かを気づくこと、感性を磨くために研修を行います。

テーマは、『認知症サポート』『ハラスメント』『障害者差別解消法』『子どもの人権』『コロナ(疾病)差別』等

## ◆環境への配慮

『横浜3R夢プラン』に基づく環境にやさしい施設運営を行います。

- ◎ゴミの分別の徹底 ◎ペットボトルキャップ回収箱設置(世界のこどもへのワクチン寄付に貢献)
- ◎マイボトル推進運動 ◎トナー、プリンターインクカートリッジ回収ボックス ◎リユース文庫の設置
- ◎小型家電回収ボックス、充電池回収ボックスの設置 ◎照明器具LDE化推進(令和3年度中100%達成)

## ◆市内中小企業優先発注

『横浜市中小企業振興基本条例』の主旨を踏まえ、修繕発注、物品調達は市内・区内中小企業を優先します。

## ◆障害者福祉政策

ユニバーサルサービスの精神で、誰でもが居心地の良い環境づくりを目指します。

◎積極的な声かけとお手伝い ◎車椅子の設置 ◎筆談用ボード設置

◎Webアクセシビリティ対応(「JISX8341-3-201」の適合レベルAA」準拠を達成しています。)

## ◆男女共同参画政策

当団体正規職員の60%は女性であり、11施設の内6施設の館長に就任しています。育児休暇制度、病気休暇制度、介護休暇制度、休職制度を整備し、長期雇用契約制度と合わせて、70歳まで働く仕組みを構築しています。

## ◆健康経営

『健康経営宣言』し、『横浜健康経営認証』クラスAAA認証事業所として更なる取組の充実を図ります。

## ◆子育て支援

時代を担う子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に貢献します。

◎子育て世代の交流の場の提供、子育て情報の提供など子育て世代を支援します。

◎子育て家庭をあたたかく見守り、応援する『子育て家庭応援事業「ハマハグ」』の協賛施設として登録します

## ◆読書活動推進(港南区読書活動推進目標)

港南図書館と連携し、区内の読書活動推進のための身近な図書館として貢献します。

## ◆スポーツ振興、健康づくり

「横浜市スポーツ振興計画」推進のため、あらゆる世代がいきいきとして生活を送るとともに地域住民の交流や心豊かに暮らせるよう自主活動の場としての機能を果たします。

横浜市スポーツ協会(港南スポーツセンター)と連携し、運動・健康に関する講座を企画・実施します。

## (5) 自主事業計画

## ■ 基本的な考え方

自主事業は、少子高齢化の進行に伴い、地域社会のつながりの希薄化が窺える状況下において、地域の方々の集いや交流を促進し、新たなコミュニティの形成に資するようになるとともに、地域の活性化、活力の強化を図るため、参加しやすく、魅力のあるものとします。

## ■ 実施方針

自主事業は、利用者アンケート結果を反映させるとともに、次の事項も踏まえて企画・実施します。

- ◆ 地域の団体やリーダーを講師、指導者として活用し、企業の社会貢献活動も積極的に取り入れます。
- ◆ ボランティアの協力により地域の力を引き出し魅力的な運営をします。
- ◆ 既存の団体の連携を促し、更なる活性化を推進するための橋渡しを図ります。
- ◆ 団体のスケールメリットを活かし、情報交換やノウハウの共有等を図ります。
- ◆ 異世代間の交流が進むような誰でも参加しやすい企画をしていきます。

## ■ 主要な企画テーマの設定

地域の実情を踏まえた次の5テーマに沿った計画とします。

主要なテーマ	地域のニーズ等	具体的な自主事業内容
健康・趣味・生きがいづくり (楽しく健康寿命を延ばす)	コロナ禍で希薄になった地域の絆の活性化や仲間づくり。毎日生き生きと楽しく健康に暮らすための機会提供が求められている。	「さわやかいいきいき体操」「歌声サロン」「エアロビクス講座」「ヨガ講座」「ケア・ウォーキング」「笑いの体操」「水彩画教室」「港南の歴史を学ぶ」等
子育て支援 ／子どもと保護者が楽しく参加	少子化が進む中、子育てに関する情報交換や支援、仲間づくりの場が求められている。	「お話の森」「親子で音楽あそび」「親子でモザイク画作り」「おひるねアート撮影会」「子どもと Let'Dance」「バルーンアート教室」等
青少年の健全育成	家庭や学校だけでなく、地域社会における次世代の育成、子どもへの安全・安心な居場所の提供、仲間づくりの場が求められている。	「母の日のフラワーアレンジメント」「七夕飾り」「科学工作教室」「科学実験教室」「書道教室」「ダンス教室」「クリスマスケーキ作り」「塾講師による学習アドバイス」等
生活力のアップ	共に学び合うことを通じて自らを高めるとともに日々の生活を一層豊かにし、同世代や異世代との交流等を深めることが求められている。	「植物とハーブ講座」「風呂敷活用術」「料理長の料理教室」「手軽に作るカフェラント&スイーツ」「楽しく食べて健康に」「地図をもっとおいしく」「スマートフォン教室」等
他施設、利用団体、地域飲食店との連携事業による地域のつながりづくり、活性化、活カアップ	世代を超えて地域とのかかわり合いを深め、新たな交流を生み深める機会を設け地域を活性化させるため、諸団体等との連携強化が求められている	◆ 地域ケアプラザ連携事業 「ふれあいまつり」「介護・認知症予防体操」「認知症サポートー養成講座」「歴史ウォーキング」「クリスマスコンサート」「開館25周年事業」「飲食店のクーポン配付」 ◆ 上永谷コミュニティハウス共催事業 「写真・絵画ギャラリー」

## (6) 施設及び設備の維持管理計画

私たちは、日常の美化に積極的に取り組むことで、「隅々まで配慮の行き届いた」施設の維持管理を行います。また、「横浜市公共建築物マネージメントの考え方」に基づきプリメンテナンス(予防保全)に心がけるとともに、状態監視保全を活用した保守・点検データベースを構築し、施設の長寿命化につながる維持管理を行います。

## 【プリメンテナンスによる保全】

- ・施設の長寿命化に資するため、修繕計画を基にした日常・定期点検チェックリストを作成し、施設異常の早期発見・早期修繕を行い、予防保全の徹底を図ります。
- ・施設機能の劣化状況・修繕履歴等の情報は、データベース化し、設備・機器等の修繕時期や内容の見直しなどに活かすとともに計画的な設備点検や部品交換などに反映させます。これらの情報を区役所と共有することにより、将来の的確な修繕予算の確保に役立てます。

1 建物・設備等の保守管理・修繕計画・清掃計画

→ 厳密な管理で事故防止、安全を確保します。

保守点検	<p>外壁、廊下、階段などの経年劣化等に対して、修繕工事を適切に行えるよう計画的、定期的な保守点検を行います。なお、団体一括委託により委託費の軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■定期点検・保守&lt;消防法、建築基準法等&gt;…専門業者に委託(建基法12条2項点検は市で実施)</li> <li>■「安全点検マニュアル」に基づく運転監視、巡回点検…職員による実施</li> <li>■台風、大雨前後の点検…職員による点検</li> <li>■突発的故障…職員の連絡による保守委託業者による即時対応</li> </ul> <p><b>施設の保全・故障への取組</b></p> <p>点検等による不具合が見つかった場合→業務日誌に記載→職員間の情報共有→以下の対応(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 緊急を要する場合→使用禁止等の処置、速やかに専門業者へ依頼</li> <li>* 緊急を要しない場合→施設改良改修の計画化、法定点検、機能維持点検等に活用</li> </ul>
修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■使用上危険度の高いところや利用上支障になる部分は修繕工事に必要な費用を把握し、計画的な修繕を実施</li> <li>■玄関自動扉等の部品は、各部位ごとに修繕周期、工事金額等を把握して計画的な修繕計画に反映</li> <li>■修繕は、可能な限り単独の工事ではなく修繕周期の近い複数の工事をまとめて同時期に実施し、仮設費用や人件費、経費などを節約</li> <li>■小破修繕については、職員が迅速に対応し、利用者の安全を確保します。</li> </ul>
日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「清掃チェック項目」毎の清掃(館内、敷地内、隣接地)…</li> <li>■定期清掃…専門業者に委託(団体一括委託による委託経費削減)</li> </ul>

2 外構植栽等管理計画



綺麗で潤いのある空間を創り出します。

剪定・草刈

- 軽微なもの…作業スタッフにより適宜実施
- 高所の剪定、草刈…委託業者により実施

植栽・花飾

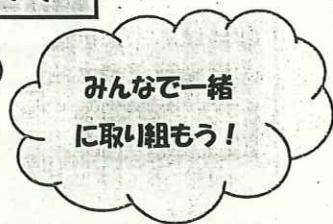
- 地域と連携し、季節感を感じられる植栽の実施

## 3『自分たちの施設』という意識を持っていただくためのご利用者への働きかけについて

- トイレの使用など施設美化への協力について
- 空き缶、ペットボトル、ごみ等の持ち帰りについて
- こまめな消灯のお願いや過度な冷暖房の使用抑制による節電及び節水について



声掛けやポスター等を活用して働きかけを行います


 みんなで一緒に取り組もう！

## (7) 収支計画(収入計画)

## ア 収入計画の考え方について

## イ 増収策について(※利用料金収入は、地区センターのみ該当)

## ア 収入計画の考え方について

多くの利用者にご利用いただくことによる利用料金の収入増とご利用者が求めるサービス提供に伴う収入増の2点を基本としています。具体的には、①現施設利用者の継続的な施設利用、②自主事業のサークル化に伴う新規団体の施設利用、③コンスタントな施設利用(空き部屋・空き時間の減少等)、④地域の多様な主体の活動拠点としての施設利用、⑤利用者サービス提供に伴う収入増などです。私たちは、地域の多様な主体を巻き込んだイベントの開催などによって施設・地域を活性化することで利用者を増やし、結果としての収入増を目指します。

■収入計画は、次の4つの視点から構成しています。

## 指定管理料

効率的・効果的な運営を行いつつ、施設の長寿命化に資する維持管理を行うなど将来コストの削減も踏まえた経費の節減に努力します。

## 利用料金収入

年度ごとに目標額を設定し、利用PRを強化するなど収入増加に取り組みます。

## 自主事業収入

『健康・趣味・生きがいづくり』『子育て支援』『青少年の健全育成』『生活力のアップ』『地域のつながりづくり』をコンセプトに企画する講座にかかる参加費であり、多くの参加を得られるよう多彩かつ魅力的な講座を企画します。

## 雑収入

## イ 増収策について

## 利用料金収入

利用料金収入については、施設の稼働率アップによる収入増を目指します。目標としては、稼働率を4年度までに回復させ、以後毎年1%ずつ上昇させることで、令和8年度の利用料金収入を3,784千円とします。

## 第4期の稼働率目標と利用料金収入見込み

	H30	R1	R2	R3 (予算)	R4	R5	R6	R7	R8
稼働率(%)	51.2	50.8	45.0	48.1	51.2	52.2	53.2	54.2	55.2
利用料金(千円)	3,510	3,433	2,422	2,800	3,510	3,579	3,647	3,716	3,784

## 自主事業収入

自主事業企画については、次の5つの手法を活かして、より地域住民のニーズに応えられるような高品質かつ魅力ある多彩な自主事業を展開します。私たちは、自主事業は、多くの参加者に東永谷地区センターをご利用していただく、あるいは知らせるための事業と位置づけ、一人あたりの参加料金のアップによる収入増よりはむしろ、事業参加者数の増加を生みだし、結果として自主事業収入の増加につなげることを目的として実施します。

- ◎地域ニーズを踏まえた企画
- ◎人気の高い自主事業の継続
- ◎現在の課題を取り込んだ自主事業の展開
- ◎近隣商店等との連携による多様な企画
- ◎企業など地域の多様な主体を巻き込んだ自主事業の企画

## 雑収入

(7) 収支計画(支出計画)  
ウ 支出計画の考え方について

**ウ 支出計画の考え方について**

私たちちは、施設の管理運営に際して、誰もが同じ水準で業務執行ができるよう「各種マニュアルに基づく業務運営の効率化」を徹底し、「ムリ・ムラ・ムダ」のない施設運営を行い、結果として経費の削減につなげます。また、消耗品や光熱水費については、PDCAサイクルを徹底して活用し、スタッフ一人ひとりが経費削減意識を持ちながら業務に当ります。加えて、当施設のスタッフ全員が参加するミーティングを定期的に開催し、経費削減に向けた創意工夫を日常的に実践していきます。

しかし、削減に目を向けすぎて、施設利用上の安全性低下やサービス低下を招くことのないよう利用者の安全を最重点においた経費配分を考え、運営して参ります。修繕については、今後増加していくことが予測されますが、プリメンテナンス(予防保全)の考え方に基づき、「定期的・計画的な補修」を実施し、ライフサイクルコストの最小化を目指し、日常の施設点検や専門業者による月次点検による指摘事項の中から、緊急性等踏まえてリストアップし、計画的に実施します。

**団体としての対応**

**毎月次報告及び四半期での予実(予算・実績)管理の実施**

年度予算と齟齬が発生しないように、毎月の事業報告とともに、四半期ごとの「予算・実績管理」を義務付け、適正な執行管理に努めます。なお、事務局と施設のコミュニケーションをこれまで以上に活性化するとともに、経費削減につながるよう、事務局のバックアップ体制を強化します。

**団体内全施設のスケールメリットを活かしたコスト削減**

定期の点検・保守業務、定期清掃業務及びパソコンや災害時の備蓄品等備品・消耗品の購入については、団体で一括契約を行うなどスケールメリットを活かしたコスト削減を行います。また、ICTを活用し会議をリモート化させ経費の削減を行います。

**東永谷地区センターとしての対応**

**水道光熱費のコスト削減**

全職員に省エネ意識を徹底させるとともに、利用者に対して省エネを呼びかけ、相互協力のもとコストの削減に取り組みます。

**《電気料金の低減》**

- 省エネ法に基づく『管理標準』を作成し節減を徹底します。
- 蓄熱された館内の空気を開館前に排気窓から放出させ、冷房付加を低減します。
- 天窓のあかりを活用します。時間帯や天候による照度の差異に注意しつこまめな調整を行います。
- 館内照明のLED化(令和2年度で100%達成)により省エネに貢献します。
- 各部屋の冷暖房機器の温度設定にご協力いただくため、室内温度計を設置します。
- 全時間帯の不使用箇所照明のON/OFF設定に心掛けます。
- エレベーターは、体の不自由な方、高齢者の方及び乳幼児等同伴の方の利用とし、その他の方々には、階段利用の協力をお願いします。

**《水道料金の低減》**

- トイレに『流水音発生器』を設置し、ムダを省きます。

**事務費のコスト削減**

消耗品の在庫管理を徹底し、ムダのない計画購入により、コスト削減を行います。

- まとめ買いによるコスト削減を図ります。
- 両面印刷や裏紙使用を徹底します。
- 極力PCメールを利用するなど、ペーパーレス化による消耗品費や郵送費の節減を行います。
- 事務室のプリンターの消費の消費を押さえるため、省エネモードで使用します。
- 備品等の修理にあたっては、現在のデザインを活かしつつ、ライフサイクルコストの削減を図ります。

**保守委託管理費のコスト削減**

日常の点検を徹底し、常に正常稼働に意識を向け、少しの異常をも見逃さないチェック体制のもと軽度な段階での修繕等を行い、施設維持費の将来コストの削減につなげます。植栽については、地域ボランティアの協力をいただきながら潤いのある空間を提供します。

## (8) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、施設の臨時休館や3密回避のための利用制限などこれまでにない対応を求められる中、利用者及び職員の安全と健康を守るために、万全の取組を進めてきました。終息の見通しが立つまでは、利用者の協力を頂きながら最新の知見に基づき徹底した対応を続けます。

## ◎具体的な感染防止対策

○対応マニュアル作成	行政機関からの情報に基づき作成、職員ミーティング等で周知徹底
○広報・啓発	館内掲示等で随時情報提供
○施設の消毒清掃	職員による部屋利用前後の消毒・清掃の徹底、ドアノブ・手摺の消毒
○換気の徹底	原則窓は開放、悪天候で開放できない場合は定期的(30分毎)に換気
○物品類の消毒	貸出物品の制限、使用後の消毒・スリッパの消毒
○利用者の検温等	自動手指消毒器(検温機能付き)及び据置型サーモグラフィーの設置 マスクの着用確認(非着用者は原則入館禁止)の徹底
○横浜市緊急雇用創出事業 スタッフの雇用	令和2年11月～令和3年2月 令和3年4月～令和4年
○必要次第の整備・備蓄	消毒液、スプレー、マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、石鹼 簡易アクリルボード等を整備・備蓄
○職員の感染予防	感染症に関する情報提供(市HP、健保たより、事務局長通信など) 窓口をアクリル板、ビニールシート等で覆い飛沫感染を防止 臨時休館中のテレワーク(ホームワーク)の導入 陽性者・濃厚接触者に該当した場合に取るべき行動を徹底 休憩室等で多数同時の使用を禁止 ワクチン予防接種の勧奨(毎年インフルエンザ接種の勧奨を実施) 感染症(インフルエンザ・ノロウィルス含む)予防接種の実施

## ◎他施設等での感染防止対策

当団体では、管理施設の感染対策レベルを上げるため、常に情報交換しています。有効な対策や物品の情報があれば、全館一斉で取り入れます。

## ◎自主事業開催の工夫

アクションカメラを活用し、講師の手元等モニターで写すことにより、講師と受講者が近接する場面を回避します。  
Zoomを活用した講座等も企画します。

高齢者向けのスマホ活用講座を継続的に開催します。

## ◎料金収入減に対する対策

事業費や事務費の執行を節約します。

令和3年度は収入減を想定した予算編成(收支均衡)としました。

## ◎感染防止の観点を踏まえた予約受付の提案

○地区センターでは、WEB予約システムが稼働していること及び空き枠予約も電話のみの受付とするなど、来館しなくても部屋の予約ができます。

○コミュニティハウス及びスポーツ会館では、すべての予約を電話受付としています。

## ◎新たな取組

○コミュニティハウスへWEB予約システムを導入します。

○各館の『文化祭・まつり』が開催できない場合は、ホームページ上でバーチャル文化祭を開催します。

○各利用団体がオンラインでグループ活動等が行えるようZoom活用講座を企画します。

## 横浜市東永谷地区センター自主事業計画書(1)

団体名 一般社団法人こうなん区民利用施設協会

## 横浜市東永谷地区センター自主事業計画書(2)

団体名 一般社団法人こうなん区民利用施設協会

## 横浜市東永谷地区センター自主事業計画書(3)

団体名 一般社団法人こうなん区民利用施設協会

## 横浜市東永谷地区センター自主事業計画書(4)

団体名

一般社団法人こうなん区民利用施設協会

事業名	①募集対象	自 主 事 業 予 算 額						
	②募集人数	総経費	収 入		支 出			
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他	
団体全体事業 「発展する横浜を探る」	一般		団 体 負 担					
	総数40人							
	無料							
おはなしの森スペシャル	幼児と保護者	9,000	9,000	0	5,000	3,000	1,000	
	15組(30人)							
	無料							
クリスマス・コンサートin 東永谷	どなたでも	42,000	42,000	0	10,000	30,000	2,000	
	200人							
	無料							
子ども書道教室 「干支のカレンダーを作ろう」	未就学児～中学生	26,000	17,000	9,000	15,000	10,000	1,000	
	30人							
	300円							
クリスマスケーキを作ろう	小・中学生	21,000	13,000	8,000	6,000	14,000	1,000	
	10人							
	800円							
生活を彩る 季節の植物とハーブ講座(後期)	一般	68,000	28,000	40,000	12,000	55,000	1,000	
	16人							
	2,500円							
《上永谷コミュニティハウス合同事業》 歴史ウォーキング	一般	21,000	11,000	10,000	10,000	1,000	10,000	
	総数20人							
	500円							
おひるねアート撮影会「冬」	幼児と保護者	7,000	3,000	4,000	6,000	0	1,000	
	8組(16人)							
	500円							
子どもとLet's Dance	未就学児と保護者	41,000	21,000	20,000	40,000	0	1,000	
	20組(40人)							
	1,000円							
初めての水彩画教室	一般	68,000	12,000	56,000	30,000	37,000	1,000	
	16人							
	3,500円							
バレンタインチョコレート菓子を作ろう	小・中学生	20,500	12,500	8,000	6,000	13,500	1,000	
	10人							
	800円							
夢をふくらまそう! 「バルーンアート教室」	未就学児と保護者	20,000	14,000	6,000	10,000	9,000	1,000	
	20組(40人)							
	300円							
合 計		1,448,000	600,000	848,000	815,000	498,500	134,500	

単独団体名・共同事業体名	一般社団法人こうなん区民利用施設協会
施設名	横浜市東永谷地区センター

## 令和4年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

### I. 指定管理料

(単位:千円)

提案額(a)	37,999	指定管理料提案額=小計【イ】を記入 ※区指定上限額(b)の範囲内で提案してください。
※区指定上限額(b)	37,999	
差引(a)-(b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a)/(b)	100.0%	

### II. 令和4年度収支予算書(総括表)

#### 1 収入の部

項目	合計金額 (単位:千円)	備考
利用料金収入 [A]	3,510	
自主事業収入 [B]	848	
雑入 [C]	1,320	
小計【ア】([A]~[C])	5,678	施設運営収入の計
指定管理料①[D]	36,829	【ウ】-【ア】
指定管理料②(ニーズ対応費分) [E]	1,170	[A]×1/3
小計【イ】([D]~[E])	37,999	指定管理料の計
収入合計([ア]+[イ])	43,677	

#### 2 支出の部

項目	合計金額 (単位:千円)	備考
人件費 [a]	21,885	
事務費 [b]	1,860	
自主事業費 [c]	1,448	
管理費A(光熱水費等) [d]	8,600	覚書によりケアプラザと按分
管理費B(保守管理費等) [e]	4,514	業務委託は覚書によりケアプラザと按分
公租公課 [f]	2,300	
事務経費 [g]	1,900	
小計【ウ】([a]~[g])	42,507	施設管理運営経費の計
ニーズ対応費 [h] (= [E])	1,170	[E]と同額になります。
小計【エ】([h])	1,170	ニーズ対応費の計
支出合計([ウ]+[エ])	43,677	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	一般社団法人こうなん区民利用施設協会
施設名	横浜市東永谷地区センター

## 令和4年度収支予算書

### I 収入の部内訳(指定管理料除く)

(単位:千円)

項目	内 容 等	金 額	
利用料金収入	令和4年4月1日～令和5年3月31日	ア 3,510	
		イ	
		ウ	
		エ	
		オ	
		カ	
		キ	
		ク	
		ケ	
	小 計	[A] 3,510	ア～ケ
自主事業収入	詳細は様式3 自主事業計画書に記載	コ 848	
		サ	
		シ	
		ス	
		セ	
	小 計	[B] 848	コ～セ
雑入	印刷代	ソ 220	
	自動販売機手数料	タ 600	
	カラオケ収入	チ 200	
	関連物品販売収入	ツ 220	
	その他収入	テ 80	
		ト	
	小 計	[C] 1320	ソ～ト

小 計 【ア】	施設運営収入計	5,678 [A]～[C]
---------	---------	---------------

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	一般社団法人こうなん区民利用施設協会
施設名	横浜市東永谷地区センター

## 令和4年度収支予算書

### 2 支出の部内訳(ニーズ対応費除く)

(単位:千円)

項目	内容等	金額	
人件費	正規雇用職員 館長1名 副館長2名	ア 11,712	
	臨時雇用職員 スタッフ 14名	イ 9,714	
	対象外の人件費	ウ 459	ウ-1~ウ-4
	通勤手当	カ-1 310	
	健康診断費 全職員対象	カ-2 131	
	勤労者福祉共済掛金	カ-3 18	
	退職給付引当金繰入額	カ-4 0	
小計		[a] 21,885	ア~ウ
事務費	旅費 出張旅費	エ 30	
	消耗品費	オ 900	
	会議賄い費 会議等	カ 20	
	印刷製本費 外部発注印刷	キ 10	
	通信費 電話fax、インターネット、切手、他	ク 250	
	使用料及び賃借料	ケ 74	ケ-1~ケ-2
	横浜市への支払い分 目的外使用料(自動販売機)	ケ-1 74	
	その他	ケ-2 0	
	備品購入費 3万円以上の物品	コ 100	
	図書購入費	サ 0	ニーズ費で購入
	施設賠償責任保険 指定管理者保険 対人1億/1人(追加被保険者 横浜市)	シ 21	
	職員等研修費 職員外部研修費用	ス 5	
	振込手数料	セ 0	
	リース料 コピー機1台、印刷機1台、カラオケ機1台	ソ 390	
	手数料	タ 30	
	地域協力費 地域おまつり、賀詞交換、他	チ 30	
		ツ	
		テ	
小計		[b] 1,860	エ~テ
自主事業費		[c] 1,448	
管理費A	電気料金	ト 4,000	
	ガス料金	ナ 2,700	
	上下水道料金	ニ 1,900	
	小計	[d] 8,600	ト~ニ
管理費B	清掃費 定期清掃 8/年	ヌ 800	
	修繕費	ネ 700	
	機械警備費	ノ 250	
	設備保全費	ハ 2,764	ハ-1~ハ-6
	空調衛生設備保守 冷暖房設備点検	ハ-1 1,300	
	消防設備保守 総合点検1回含む 2回	ハ-2 140	
	電気設備保守 エレベーター、自動ドア 保守点検	ハ-3 450	
	害虫駆除清掃保守	ハ-4 74	
	駐車場設備保全費	ハ-5 0	
	その他保全費 ゴミ経費、ホームページ・Web・Wifi保守、水質検査、他	ハ-6 800	
	共益費	ヒ	
		フ	
		ヘ	
小計		[e] 4,514	ヌ~ヘ
公租公課	事業所税	ホ	
	消費税	マ 2,300	
	印紙税	ミ	
	その他( )	ム	
	小計	[f] 2,300	ホ~ム
事務経費	本部分	メ 1,900	
	当該施設分	モ	
	小計	[g] 1,900	メ~モ
小計【ウ】		施設管理運営経費計	42,507 [a]~[g]

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。